賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、NPO 法人鹿児島市中部バスケットボール教室(以下「本法人」という) 定款第3章第6条の規定に基づき、賛助会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、本法人の目的及び趣旨に賛同し、これを援助する個人並びに法人及 び団体で本会に入会した者とする。

(入会)

第3条 賛助会員になろうとする者は、入会申込書により申し込みをする。

(替助会員の資格喪失)

- 第4条 賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会の申し出をし、受理されたとき
- (2) 死亡したとき、又は法人及び団体にあっては解散、消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(替助会費)

第5条 賛助会費は一口(年額で法人が 1万円、個人が 3千円)以上とする。

(賛助会費の納入方法)

第6条 賛助会費の納入は年 1 回とし、毎年度 6 月末日までに当該年度分の賛助会費を一括で納入するものとする。 ただし、第3条により新たに賛助会員になった者については、入会申込日の属する月の翌月末日までに、その年度の賛助会費を納入するものとする。

(会費の使途)

第7条 第5条の賛助会費は毎事業年度における本法人の活動費に使用する。

(賛助会費の不返還)

第8条 賛助会員が退会した場合、既納の賛助会費は、返還しない。

(特典)

第9条 賛助会員は、本法人が発行する出版物、メールマガジン、指導報告、情報の供与、 又は本法人が実施するスポーツイベントや式典、研修会等への参加、通常練習の見 学やバスケットボール談義その他関連する事業につい て便宜を受ける事が出来る。

(退会)

第 10 条 賛助会員が退会を申し出るときは、退会届に必要事項を記載し本法人に提出する。

(除名)

第 11 条 賛助会員が、本法人の名誉を傷つけ本法人に損害を与え、または本法人の目的に 反する行為をしたときは、理事長は当該賛助会員を除名することが出来るものとする。

附則 この規程は、NPO 法人の設立の登記の日から施行する。